

令和8年度

水防計画書

佐賀県 三養基郡 みやき町

目 次

第 1 章	総則	1
第 2 章	水防組織	3
第 3 章	水防体制	7
第 4 章	水防活動	8
第 5 章	水位の観測、通報及び公表	1 1
第 6 章	水防通信	1 4
第 7 章	水防信号	1 5
第 8 章	避難計画	1 7
第 9 章	重要水防区域及び危険区間	1 8
第 10 章	水防資材	2 4
第 11 章	河川工作物	2 5
第 12 章	その他	2 7

第 1 章 総 則

第1節 目的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号。以下「法」という。）第4条の規定に基づき、佐賀県知事から指定された指定水防管理団体たる みやき町が、同法第33条第1項の規定に基づき、町内の河川、ため池等の水災を警戒し、防ぎよし及びこれに因る被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

第2節 用語の定義

主な水防用語の定義は次のとおりである。

1 水防管理団体（法第2条第2項）

水防の責任を有する「みやき町」。

2 水防管理者（法第2条第3項）

水防管理団体の市町の長である「みやき町長」。

3 水防本部長

水防を統括するため本部をみやき町庁舎に置き、本部長は「町長」。

4 量水標等

量水標その他の水位観測施設をいう。

5 洪水予報河川（法第10条第2項、法第11条第1項）

国土交通大臣又は県知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。

6 水位周知河川（法第13条）

国土交通大臣又は県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。

7 水防警報（法第2条第8項、法第16条）

河川について洪水又は高潮により災害が発生するおそれがあるとき、国土交通大臣又は県知事が、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

8 水位到達情報

水位到達情報とは、水位周知河川において、あらかじめ定められた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）への到達に関する情報、氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報及び氾濫発生情報（**氾濫発生水位**）のことをいう。

（1）【警戒レベル1相当】水防団待機水位（指定水位）（法第12条第1項）

各水防機関が水防体制に入る水位であり、量水標等の設置されている地点ごとに定める。

（2）【警戒レベル2相当】氾濫注意水位（警戒水位）（法第12条第2項）

・水防団の出動の目安となる水位であり、洪水又は高潮による災害の発生を警戒す

べき水位をいう。

- ・洪水予報河川にあつてはレベル2 氾濫注意報、水位周知河川にあつてはレベル2 氾濫注意情報として防災気象情報を発する。

(3) 【警戒レベル3相当】避難判断水位

- ・町長の高齢者等避難発令の目安となる水位であり、住民に対し氾濫に関して注意喚起する水位である。

- ・洪水予報河川にあつてはレベル3 氾濫警報、水位周知河川にあつてはレベル3 氾濫警戒情報として防災気象情報を発する。

(4) 【警戒レベル4相当】氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）（法第13条第1項及び第2項）

- ・町長の避難指示の発令判断の目安となる水位であり、洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。

- ・洪水予報河川にあつてはレベル4 氾濫危険警報、水位周知河川にあつてはレベル4 氾濫危険情報として防災気象情報を発する。

(5) 【警戒レベル5相当】氾濫発生水位

- ・町長の緊急安全確保の発令判断の目安となる水位であり、洪水により相当の家屋浸水等の被害が生じる氾濫の発生する水位をいう。

- ・洪水予報河川にあつてはレベル5 氾濫発生情報及びレベル5 氾濫特別警報、水位周知河川にあつてはレベル5 氾濫発生情報として防災気象情報を発する。

9 重要水防箇所

堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。

第3節 水防管理団体の責任

町内における水防体制の確立をはかり、区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する。

第4節 指定水防管理団体

みやき町は、知事が指定した水防上の公共の安全に重大な関係がある水防管理団体である。

第5節 安全配慮

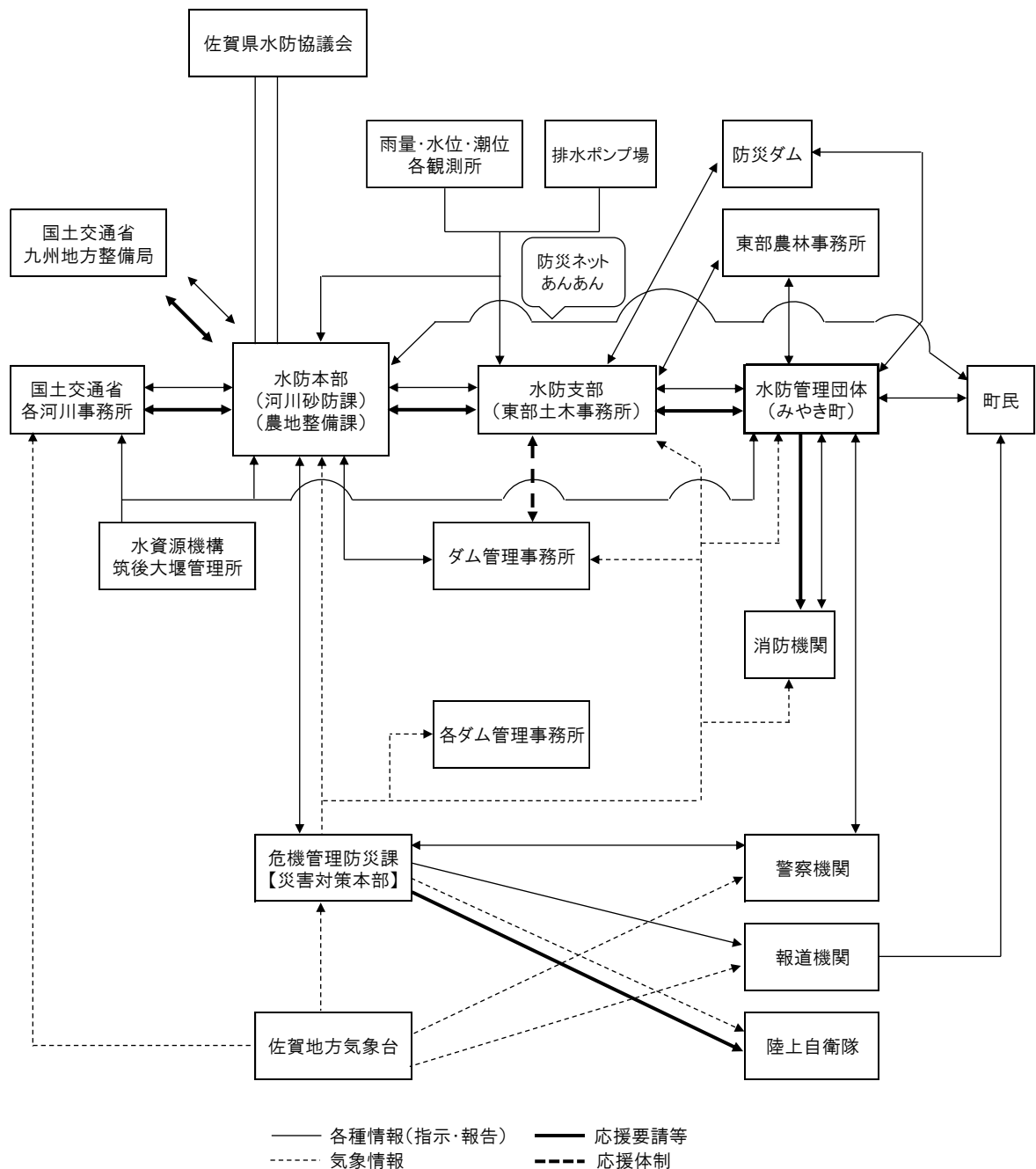
洪水等において、水防団自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。避難誘導や水防作業の際も、水防団員自身の安全は確保しなければならない。

第 2 章 水 防 組 織

第 1 節 水防組織

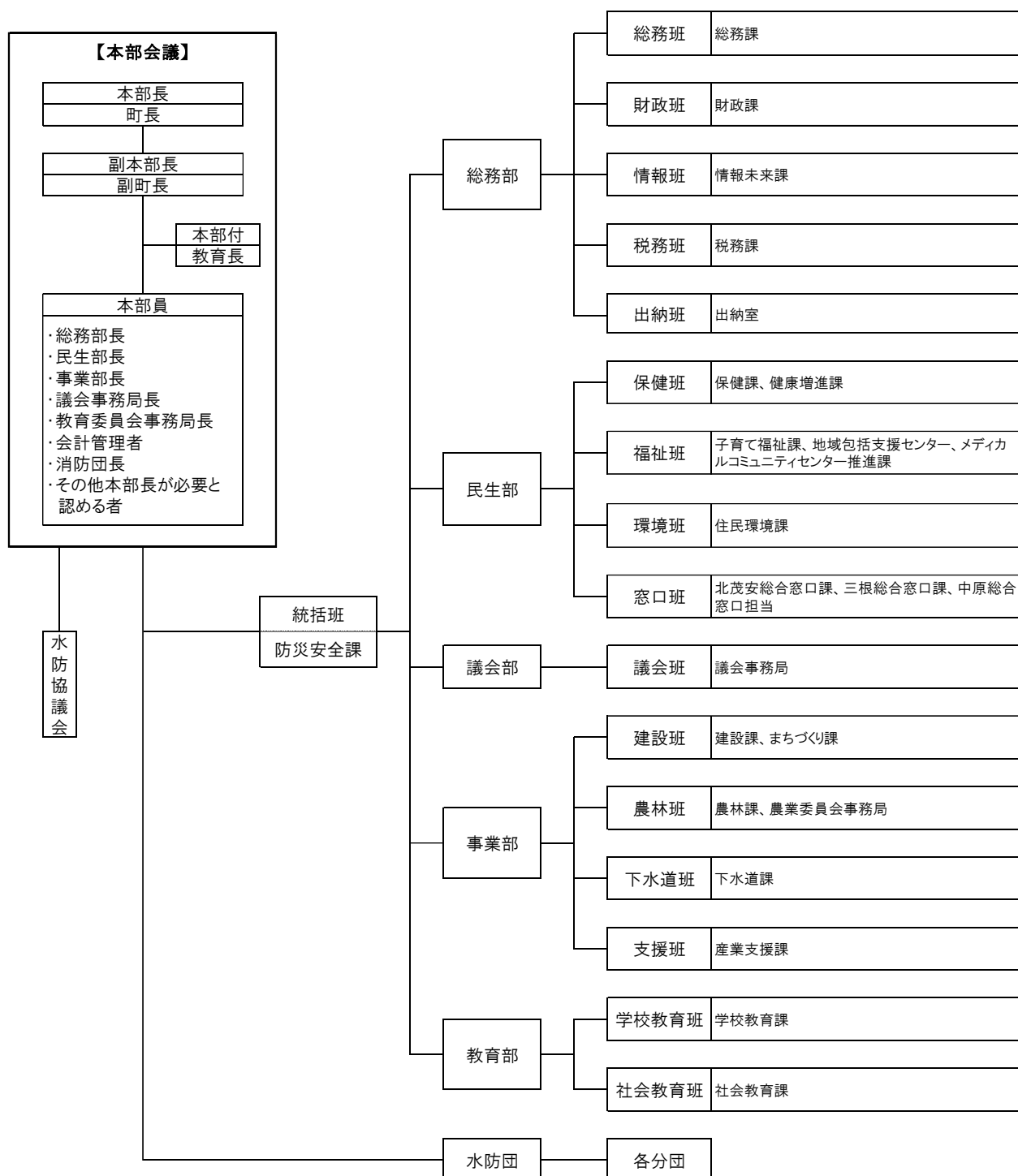
- 1 水防作業を実施するため水防本部を設置する。
- 2 水防本部は、みやき町防災安全課に置く。
- 3 水防本部は町長を本部長とし、みやき町の職員及び水防団員をもって編成する。

(1) 水防体制



(2) 水防本部の編成及び分担任務

ア 水防本部の編成



イ 各班の分掌事務

統括班…本部会議事務、各班との連絡調整、避難情報の発令、避難所の設置・運営の統括、災害情報及び被害状況の取りまとめ、情報の収集伝達、被害報告、関係機関への応援要請、自衛隊派遣要請

総務班…区長会等との連絡調整、職員の安否確認、職員の動員、災害見舞者及び視察対応、災害広報、管理施設の被害調査報告及び応急対策、庁舎避難所の

開設、部内の活動の調整等、その他他班に属さない一般庶務、統括班の応援等

財政班…町有財産等の災害対策、庁用車両の管理、燃料の確保、救援物資等の調達・管理、災害対応予算の編成等

情報班…報道機関に対する災害情報等の提供、災害記録の収集・保管、支援班の応援等

税務班…被害不明地域の被害調査、救援物資等の仕分け・配分、住家被害調査、罹災証明の発行、被災者台帳の作成、納税猶予及び減免措置、被災者等の搬送、物資の輸送等、

出納班…災害見舞金・義援金の受付・保管・配分等

保健班…災害時の医療・助産活動、医薬品等の供給確保、医療機関等との連絡調整、感染症対策、医療機関等の被害調査報告、管理施設の被害調査報告及び応急対策、施設利用者の安全確保、救護所の設置及び救護班の編成、被災者の健康管理等

福祉班…管理施設の被害調査報告及び応急対策、日赤との連絡調整、ボランティア活動の支援、民生委員・児童委員との連絡調整、福祉避難所の開設、要配慮者の保護、避難行動要支援者の安否確認、災害弔慰金等

環境班…防疫及び清掃、廃棄物の処理、し尿処理、火葬、災害時の生活環境及び公害、災害時のペット対策、管理施設の被害調査報告及び応急対策、水道事業者との連絡調整、飲料水の確保等

窓口班…住民相談、災害広報、罹災証明書の発行等

学校教育班…児童生徒の安全確保・避難、管理施設の被害調査報告及び応急対策、管理施設避難所の開設、児童生徒の保健衛生及び応急教育、炊き出しの協力、臨時ヘリポートの開設、学用品の供給等

社会教育班…管理施設の被害調査報告及び応急対策、管理施設避難所の開設、文化財の被害調査報告及び応急対策等

議会班…議会との連絡調整、窓口班の応援等

建設班…公共土木施設の被害調査報告及び応急対策、応急土木資機材の確保、町内建設業者との連絡調整、障害物の除去、水防活動の協力、仮設住宅の建設管理、危険箇所の巡視、緊急輸送路の確保、応急危険度判定、水位の観測、管理施設の被害調査報告及び応急対策、外国人支援等

農林班…農地・農業施設の被害調査報告及び応急対策、農業関係機関との連絡調整、被災家畜の防疫及び診断、死亡獣畜の処理、被災農業者の金融対策等

下水道班…下水道施設の被害調査報告及び応急対策、仮設トイレの設置、排水施設等の管理、農業集落排水の管理等

支援班…被災商工業者の金融対策、商工観光施設の被害調査報告及び応急対策、商工

観光団体との連絡調整、応急食料及び生活必需品の調達・仕分け・配分、炊き出しの協力、旅行者・滞在者の安全確保
水防団…水防活動、避難者の誘導、救助及び救出等、排水ポンプ車の運用

第2節 みやき町水防協議会

水防法に基づき、町の水防計画、その他水防に関し重要な事項を審議するため、みやき町水防協議会（平成17年みやき町条例第133号）を設置する。

第3節 水防計画の策定

- 1 みやき町水防管理団体は、みやき町水防協議会に諮って県の水防計画に準じ水防計画書を作成し、東部土木事務所を経由して知事に協議するものとする。
- 2 水防計画書は、鳥栖警察署に送付しなければならない。

第 3 章 水 防 体 制

第 1 節 水防本部の配備

1 水防本部の配備要領

本部長は、水防団（消防団）並びに町職員を、常時勤務から水防体制への切替えを
確実迅速に行うため、事態に即応して、配備体制を次の 3 段階に分け行う。

（1）第 1 配備（準備）体制

少数の水防団員（消防団員）及び町職員をもってこれにあたり、主として情報連絡活動を行い、事態の推移により直ちに招集、その他の活動ができる体制。

（2）第 2 配備（警戒）体制

約半数の水防団員（消防団員）及び町職員をもってこれにあたり、連絡活動を行い水防事態が発生すればそのまま水防活動が遅滞なく遂行できる体制。

（3）第 3 配備（非常）体制

全員の水防団員（消防団員）及び町職員をもって水防活動にあたる体制。

2 配備につく時期は、水防本部長が次の基準により指令する。

（1）第 1 配備（準備）指令

レベル 2 大雨注意報等、水防に関係のある気象の注意報を受け具体的水防活動を必要とするまでにはまだかなり時間的余裕があると判断される場合で、必要と認めるとき準備体制に入るように出す指令。

（2）第 2 配備（警戒）指令

レベル 3 大雨警報等水防に関係のある気象の警報を受け水防事態発生が予想されるとき警戒体制に入るように出す指令。

（3）第 3 配備（非常）指令

事態が切迫し、第 2 配備では処理困難な場合に発する指令。

※この指令は、事態に応じ準備指令から直ちに非常指令を発することもある。

第 4 章 水 防 活 動

第 1 節 監視及び警戒

1 常時監視

(1) 水防管理者は、水防団（消防団）に所管水防区域内を巡回させ、水防に万全の策を講じなければならない。

(2) 水防団（消防団）は、所管水防区域内を巡回し、危険箇所を発見した場合は直ちに水防管理者に報告しなければならない。

2 非常警戒

水防本部長は、水防警報等の通知を受けたときは、直ちに水防団（消防団）に対し、その通報を通知し、河川及び水門、樋管等の巡視を行うよう指示する。

また、水防本部長は、河川等の異常を発見したときは直ちに東部土木事務所長及び県水防本部長に連絡するとともに水防作業を開始する。

3 警戒区域の設定

水防活動上必要があるときは、水防管理者は警戒区域を設定し、関係者以外の立入を禁止若しくは制限し、又はその区域から立ち退きを命ずることができる。

第 2 節 決壊の通知及び決壊の処理、立ち退きの指示

堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者は直ちに関係者に通知しなければならない。

また、決壊後といえども出来る限り、氾濫等による被害が拡大しないように応急措置を講じなければならない。

なお、洪水による著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者はその区域内の居住者に立ち退きを指示することができる。但し、水防管理者が立ち退きを指示するときは、鳥栖警察署長にその旨通知する。

第 3 節 立ち退き避難指示予定場所

立ち退き避難指示予定場所は次のとおりである。

避 難 場 所	収 容 人 員
中原庁舎	4 3 3 人
みやき町庁舎防災センター	9 8 人
三根庁舎	1 3 8 人
中原小学校	3 2 0 人
中原中学校	4 2 6 人
三養基高校	6 6 9 人
養基会館	1 2 6 人
中原体育館	5 4 5 人
働く婦人の家	1 6 7 人
勤労青少年ホーム	2 0 3 人
中原特別支援学校	2 2 0 人
みやき町コミュニティーセンター	4 7 6 人
北茂安小学校	5 1 1 人
北茂安中学校	3 7 3 人
市村清記念メディカルコミュニティーセンター	2 0 9 人
三根体育館	4 2 0 人
みやき町農村環境改善センター	2 7 8 人
三根東小学校	2 1 1 人
三根西小学校	2 2 4 人
三根中学校	4 0 9 人
なかばる紀水苑（福祉避難所）	1 0 8 人
花のみね式番館（福祉避難所）	4 1 人
光風会病院パレット（福祉避難所）	4 3 人
花のみね（福祉避難所）	8 1 人
希望の家（福祉避難所）	4 0 人

第4節 水防作業

1 工 法

工法を選ぶにあたっては、迅速かつ効果的に現場に即応した工法を行う。

2 応 援

- (1) 水防管理者は水防作業に必要なを認めるときは、他の水防管理団体に応援を求めることができる。
- (2) 水防管理者は、必要があるときは、一般居住者又は現場にいる者を水防作業に従事させることができる。
- (3) 水防管理団体は、隣接する水防管理団体と協力、応援等水防事務に関し予め相互協力協定をしておかなければならない。
- (4) 事態が困難をきわめて大規模の応援を必要とするときは、自衛隊の出動を知事に要請する場合もある。
- (5) 水防管理者は、水防上必要な場合、警察署長に対し警察官の出動を要請することができる。
- (6) 筑後川下流地区の水防管理については、昭和33年5月16日に福岡県と佐賀県において応援協定をしている。

第5節 緊急通行

1 緊急通行

水防のため緊急の必要がある場所に赴くときは、水防団長、水防団員及び水防管理者から委任を受けた者は、一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

2 損失補償

水防管理団体は、緊急通行の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

第 5 章

水位の観測、通報及び公表

第 1 節 観測状況の報告

1 観測用水位施設の所在地は次のとおりである。

河川名	位 置	水防団待機水位 (指定水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位 (洪水特別警戒水位)	氾濫注意水位から 天端までの 余 裕 高	観測者	電話
寒水川	簗 原 (中川原橋)	1.00m	1.30m	—	—	1.50m	東部土木 事務所	(0942) 83-4176
	中津隈 (中津隈 8 号橋)	1.50m	1.70m	1.90m	2.40m	3.80m	東部土木 事務所	(0942) 83-4176
	江 口 (西寄橋)	1.80m	2.20m	2.90m	3.80m	1.80m	東部土木 事務所	(0942) 83-4176
	江 口 (田島橋)	1.30m	1.80m	—	—	1.70m	みやき町 建設課	(0942) 96-5531
通瀬川	東 尾 (小原橋)	1.00m	1.10m	1.20m	1.60m	1.10m	東部土木 事務所	(0942) 83-4176
	東尾 (南通瀬 橋)	TP 3.30m	TP 3.60m	TP 3.95m	TP 4.25m	1.40m	東部土木 事務所	(0942) 83-4176
切通川	原古賀 (公園橋)	1.30m	1.50m	—	—	1.20m	東部土木 事務所	(0942) 83-4176

第 2 節 水位到達情報の通報

水防管理者又は量水標管理者は、次の事項を正確迅速に水防支部に通報し、水防支部は直ちに本通報を水防本部及び関係水防管理者に通報しなければならない。

なお、水防法第 24 条の 2 第 2 項及び第 25 条第 2 項に基づき知事が氾濫のおそれや堤防等の決壊を通知、周知する河川では、水防管理者等は河川の氾濫や堤防の決壊等の発生を覚知した場合、その旨を正確迅速に水防支部に通報し、水防支部は直ちに本通報を水防本部及び関係水防管理者に通報しなければならない。また、水防本部は必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知するものとする。

1 通報事項

第 1 節に示す水防団待機水位（通報水位）に達し又は減水後同水位に復したとき、氾濫注意水位（警戒水位）に達し又は減水後同水位に復したときは、各々その時刻を、水防団待機水位（通報水位）を越えたときは、同水位に復するまで毎時その水位を、

最高水位に達し減水に向かうときは、水位と時刻をそれぞれ通報しなければならない。

2 通報の要領

通報は、防災行政無線その他もっとも正確かつ迅速な方法で行わなければならない。

第3節 県が行う水位到達情報の通知

水防法第13条第2項に基づき、知事が水位到達情報の通知及び必要に応じ周知する河川は次のとおりである。

河川名	基準地点	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	氾濫危険水位から 天端までの余裕高
寒水川	なかつくま8ごうばし 中津隈8号橋 (みやき町中津隈)	1.70m	1.90m	2.40m	3.10m
通瀬川	こばるばし 小原橋 (みやき町東尾)	1.10m	1.20m	1.60m	0.60m

第4節 県が行う氾濫等又は堤防等決壊の通知

水防法第24条の2第2項及び第25条第2項に基づき知事が氾濫のおそれや堤防等の決壊を通知、周知する河川は次のとおりである。

番号	河川	区域	観測所名	所在地	通報基準	水防管理者	通報担当官署
1	寒水川	三養基郡みやき町江口 西寄橋から県道西島 筑邦線新橋まで	中津隈 8号橋	みやき町 中津隈	・ 氾濫危険水位 2.40m に到達 ・ 巡視や河川監視カメラに より、氾濫発生を確認	みやき町	東部土木 事務所
2	通瀬川	三養基郡みやき町東尾 県道北茂安三田川線 通瀬橋から県道江口 東尾線江口北橋まで	小原橋	みやき町 東尾	・ 氾濫危険水位 1.60m に到達 ・ 巡視や河川監視カメラに より、氾濫発生を確認		

氾濫等の通報を行う河川名、区域、観測所名、通報基準等（国管理区間）

番号	河川	区域	観測所名	所在地	通報基準	水防管理者	通報担当官署
1	筑後川 (下流部) 広川	・筑後川(下流部) 左岸：福岡県久留米市東櫛原町 地先（小森野床固）から 海まで 右岸：福岡県久留米市 高野 1 丁目地先（小森野床固） から 海まで ・広川 左岸：福岡県久留米市 大善寺町藤吉字井手の口 484 番 地から筑後川への合流点まで 右岸：福岡県久留米市 大善寺町中津字氏口 890 番地先 から筑後川への合流点まで	瀬ノ下	福岡県 久留米市 瀬下町字 浜町上	・氾濫発生水位 8.99m に到達 ・巡視や河川監視 カメラにより、氾 濫発生を確認	佐賀市 鳥栖市 神埼市 上峰町 みやき町 吉野ヶ里町	筑後川 河川事務所
2	宝満川	両岸：福岡県小郡市大字二森字 馬洗川千七百二十五番の七 地 先の端間橋下流端から幹川合流 点まで	端 間	福岡県 小郡市 端間	・氾濫発生水位 6.84m に到達 ・巡視や河川監視 カメラにより、氾 濫発生を確認	鳥栖市 神埼市 上峰町 みやき町 吉野ヶ里町	

第 6 章 水 防 通 信

第 1 節 電気通信施設の優先利用

- 1 水防関係で緊急を要する連絡は、有線電気通信法第 8 条の規定により、優先的に取り扱うことができる。
- 2 N T T の電話が利用できないときは、県の防災行政無線を利用することができる。

(1) 県 庁 (代表 0952-24-2111)

課 名	電話番号	県防災行政無線
河川砂防課	0952-25-7161	8-8-2872
危機管理防災課	0952-25-7140	8-8-1362
危機管理センター	0952-23-2211	8-8-1053
水防情報室	0952-25-7173	8-8-7871

(2) 県出先機関、その他

事業所名	電話番号	県防災行政無線
東部土木事務所	0942-83-4176	8-8-53-511
東部農林事務所	0952-55-9760	8-8-52-411
佐賀県警察本部	0952-24-1111	8-8-743
鳥栖警察署	0942-83-2131	
鳥栖・三養基消防本部	0942-85-0119	9-531-292
佐賀地方气象台	0952-32-7026	8-8-771
筑後川河川事務所	0942-33-9131	8-732-351
佐賀河川事務所	0952-41-8801	8-735-341
目達原駐屯地	0952-52-2161	

(3) 近隣市町

市町名	電話番号	県防災行政無線
鳥栖市	0942-85-3500	9-203-3506
基山町	0942-92-2011	9-341-311
上峰町	0952-52-2181	9-345-232
神埼市	0952-52-1111	9-210-1218
吉野ヶ里町	0952-53-1111	9-327-1201
久留米市	0942-30-9000	

3 水位及び潮位観測（本町関係分）

河川名		筑後川
事務所名		筑後川河川事務所
量水標位		久留米市瀬下町字浜町上
水防団待機水位（指定水位）		3． 5 0 m
氾濫注意水位（警戒水位）		5． 0 0 m
避難判断水位		6． 8 0 m
氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）		7． 1 0 m
計画高水位		8． 7 8 m
堤防高	右岸	1 1． 0 0 m
	左岸	1 1． 0 0 m
観測員		機械観測

瀬の下における、筑後川の直近の状況はカメラ映像として筑後川河川事務所のホームページ（<http://www.qsr.mlit.go.jp/chikugo>）で見ることができる。

第 7 章 水 防 信 号

第 1 節 水防信号

佐賀県水防信号及び標識に関する規則（昭和24年佐賀県規則第53号）に定める水防に用いる信号は次のとおりである。

第 1 信号 氾濫注意水位に達したことを知らせるもの。

第 2 信号 消防団に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの。

第 3 信号 当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの。

第 4 信号 必要を認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの。

方法 区分	警 鐘 信 号	サイレン信号
第1信号	○休止 ○休止 ○休止	○-休止 ○-休止 ○-休止 約 約 約 約 約 約 5 15 5 15 5 15 秒 秒 秒 秒 秒 秒
第2信号	○-○-○ ○-○-○ ○-○-○	○-休止 ○-休止 ○-休止 約 約 約 約 約 約 5 6 5 6 5 6 秒 秒 秒 秒 秒 秒
第3信号	○-○-○-○ ○-○-○-○ ○-○-○-○	○-休止 ○-休止 ○-休止 約 約 約 約 約 約 10 5 10 5 10 5 秒 秒 秒 秒 秒 秒
第4信号	乱 打	○-休止 ○-休止 約 約 約 約 1 5 1 5 分 秒 分 秒
備 考	1. 信号は適宜の時間継続する。 2. 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用する。 3. 危険が去ったときは、その旨口頭伝達する。	

第 8 章 避難計画

第 1 節 避難情報

1 避難情報の発令

町は、次表のとおり避難情報の発令を行う。

警戒 レベル	状況	住民がとるべき行動	避難情報等
5	災害発生 又は切迫	命の危険 直ちに安全確保！	緊急安全確保
4	災害の おそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示
3	災害の おそれあり	危険な場所から高齢者等は避難	高齢者等避難
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	大雨・洪水・ 高潮注意報 (気象庁)
1	今後気象状況悪化 のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報 (気象庁)

2 避難情報の内容

避難情報の発令は、次の内容を明示して行う。

- (1) 避難対象地域
- (2) 避難情報を発令する理由
- (3) 町の指定する避難場所
- (4) 避難時の留意事項等

第 9 章 重要水防区域及び危険区間

第 1 節 国土交通省、県関係の重要水防区間

1 国土交通省関係重要水防箇所

番号	河川名	地先名	左右岸別	位 置	延長(m)	予想される事態	水防工法	ランク
1	筑後川	坂口	右	16K620～16K700	70	越水、堤体漏水	積土俵 シート張工	B
2	筑後川	坂口	右	16K700～18K100	1,400	堤体漏水	シート張工	B
3	筑後川	坂口	右	18K375～18K700	325	堤体漏水	シート張工	B
4	広 川	坂口	右	1K100～ 1K400	300	基礎地盤漏水	月の輪工	B
5	広 川	坂口	右	2K100～ 2K375	275	基礎地盤漏水	月の輪工	B

○重要水防箇所判定基準

種別	重要度（ランク）		要注意区間
	A（水防上最も重要な区間）	B（水防上重要な区間）	
越水（溢水）	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）が現況の堤防高を超える箇所	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所	
堤体漏水	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所 堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある堤体の変状が集中している箇所 堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じる恐れがあると考えられる箇所 水防団等との意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所	
基礎地盤漏水	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所 基礎地盤の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある基礎漏水に関する変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、基礎地盤漏水の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	

新堤防・破堤跡・旧川跡			新堤防で築造後3年以内の箇所。 破堤跡又は旧川跡の箇所。
-------------	--	--	---------------------------------

2 県関係重要水防区間のうち危険と予想される区間

番号	水系名	河川名	左右岸別	延長(m)	区 間	予想される事 態	水防工法	ラ ン ク
1	筑後川	切通川	左	5,100	国道34号～国道264号	破堤	積土俵	—
2	〃	〃	左	850	北茂安三田川線から上流850m	〃	〃	B
3	〃	〃	右	5,100	国道34号～国道264号	〃	〃	—
4	〃	〃	右	1,280	北茂安三田川線から上流1280m	〃	〃	B
5	〃	寒水川	左	5,720	国道34号～西島筑邦線	〃	〃	—
6	〃	〃	左	1,400	北茂安三田川線～石井橋	〃	〃	B
7	〃	〃	右	5,720	国道34号～西島筑邦線	〃	〃	—
8	〃	〃	右	1,500	北茂安三田川線～国道34号	〃	〃	B
9	〃	通瀬川	左	1,350	北茂安三田川線上流200m～南通瀬橋	越水・破堤	〃	—
10	〃	〃	左	200	北茂安三田川線から上流200m	越水	〃	B
11	〃	寒水川放水路	左	600	西寄橋下流400m～寒水川水門	—	—	—
12	〃	寒水川放水路	右	600	西寄橋下流400m～寒水川水門	—	—	—

3 県関係重要水防区間外で危険と予想される区間

番号	水系名	河川名	左右岸別	延長(m)	区 間	予想される事 態	水防工法	ラ ン ク
1	筑後川	寒水川	左	700	JR長崎本線～政所橋	水があふれる	積土俵	B
2	筑後川	切通川	右	5,200	国道264号から筑後川合流点	水があふれる	積土俵	C

○危険度評価基準

種別	危険度ランク		
	A（水防上特に重要な箇所）	B（次に重要な箇所）	C（重要な箇所）
堤防高（流下能力）	・時間雨量30mm程度以下の流下能力しかない区間	・時間雨量30～50mm程度の流下能力しかない区間	—
堤体の強度・断面	・堤防断面狭小で、堤防高に比較して堤防の上端が狭い区間（計画断面の1/2程度以下） ・堤体あるいは基礎地盤より漏水の実績のあるもの又はそのおそれの高い区間	・堤防断面が不足している区間（計画断面の2/3程度以下の区間） ・工事後1年未満の盛土、埋戻区間 ・漏水の実績があり、これに対し応急措置が講じられる区間	・堤体又は基礎地盤等の土質不良により、不良沈下等が予想される区間 ・漏水により堤体破損の不安が考えられる区間
水衝箇所	・洪水時水衝部となり堤防斜面保護工が破損、堤防の決壊又は決壊寸前程度の一部流出実績があり、再度被災のおそれのある区間	・低水、高水護岸が不完全と考えられる区間	・低水、高水護岸が完全にあるが水防上注意を要する区間
深掘れ箇所	・堤脚又は護岸の根固めが深掘りされ、危険が予想される区間	・河床の低下が著しく護岸、堤脚等が深掘りされるおそれのある区間	・河床が低下し、水防上注意を要する区間
その他	・横断工作物の設置時期が古く不慮の事故が予想される箇所又は工事中の箇所ので危険が予想される箇所	・護岸工事が未施工又は工事中で危険が予想される箇所	・その他水防上注意を要する区間

第2節 洪水時、冠水等により交通不能が予想される道路

番号	路線名	位置及び区間	道路幅員	日雨量100mmの場合の冠水状況			日雨量200mmの場合の冠水状況		
				延長 m	水深 cm	期間 時	延長 m	水深 cm	期間 時
1	江口東尾線	江口	10.5	1,000	30	24	1,000	50	48
2	早良中原停車場線	簗原 JR長崎本線高架下	14	0	0	0	60	20	4
3	市武神埼線	市武	3				100	40	24

第3節 水防警戒を要するため池

1 水防警戒を要するため池一覧

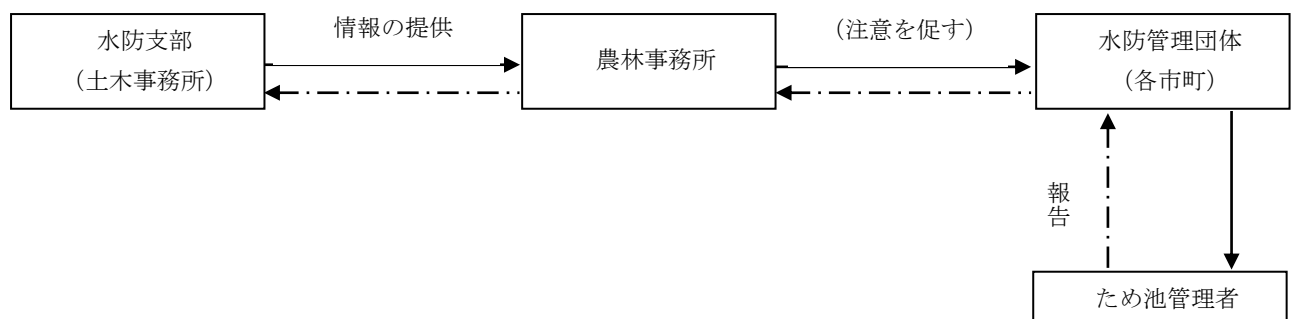
番号	溜池名	管理者名	要水防延長 (m)	満水面積 (ha)	貯水量 (千 m^3)	堤高 (m)	満水面上の余裕高 (m)	対策水防工法	要避難民家数 (戸)	危険状況等
1	内香田(上)	耕地整理水利組合	65	0.6	12.0	10.0	3.5	土俵積		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点ため池)
2	内香田(下)	簗原水利組合	60	0.9	27.0	11.1	1.2	〃		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点ため池)

3	外香田	耕地整理水利組合	166	1.5	45.4	7.4	0.9	土俵積	3	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点ため池)
4	村 内	香田区	48	0.3	3.9	3.7	1.2	〃	20	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点ため池)
5	目明谷	山田、簗原水利組合	56	0.4	10.0	7.2	0.8	〃	12	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点ため池)
6	吉 原	耕地整理水利組合	65	0.9	12.5	6.9	0.9	〃	1	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点ため池)
7	新 堤	原古賀生産組合	154	3.0	150.0	15.6	4.2	〃	7	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点ため池)
8	権現堤	上地区	76	0.6	10.8	5.7	1.1	〃	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点ため池)
9	高柳東	高柳区	138	0.6	11.4	5.0	1.2	〃		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点ため池)
10	高柳西	高柳区	133	0.4	5.8	4.5	1.6	〃		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点ため池)
11	藤倉第二	上地区	55	0.6	9.0	3.4	0.9	〃		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点ため池)
12	上 地	上地区	113	0.5	4.5	3.0	1.10	〃	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点ため池)
13	原古賀	原古賀区	302	0.4	4.0	2.6	0.8	〃		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点ため池)
14	栗 崎	姫方区	78	0.5	12.0	6.1	2.0	〃	2	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点ため池)
15	畑 山	姫方区	40	0.3	3.3	3.4	1.2	〃	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点ため池)
16	迎 田	中原区	56	0.04	2.8	2.8	1.2	〃		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点ため池)
17	東寒水	東寒水区	152	0.4	6.1	4.0	1.7	〃		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点ため池)
18	新 堤	中津隈区	75	1.0	18.0	5.0	1.0	〃	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点ため池)
19	御茶屋	白壁区	250	2.5	60.0	9.0	3.5	〃	4	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点ため池)
20	石貝第一	石貝区	95	1.0	21.0	5.7	1.4	〃	16	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり

										(防災重点ため池)
21	石貝第二	石貝区	90	1.6	38.4	6.7	1.7	土俵積	16	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点ため池)
22	北尾第一	白壁区	55	0.4	7.6	4.2	0.45	〃	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点ため池)
23	北尾第二	白壁区	30	0.3	3.9	3.5	0.8	〃	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点ため池)
24	白 壁	白壁区	50	0.3	4.2	5.5	2.4	〃	3	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点ため池)
25	新無第一	東尾区	50	0.5	5.0	2.4	0	〃		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点ため池)
26	新無第二	東尾区	35	0.2	2.8	4.0	1.0	〃		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点ため池)
27	金 原	東尾2生産組合	50	0.4	8.8	6.7	2.3	〃	2	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点ため池)
28	山の神	高柳区	41.5	0.1	1.3	11.5	1.2	〃		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点ため池)

2 ため池の連絡体制について

大雨洪水警報時や長期的降雨が予想される場合、農林事務所長は、水防支部（土木事務所）からの水防警報等の情報を参考として各関係市町に対し水防警戒を要するため池やそれ以外の危険なため池に対して注意を促す。



第4節 土砂災害危険箇所

		計				土石流危険溪流				急傾斜地崩壊危険箇所		
		I	II	III		I	II	III		I	II	III
土砂災害危険箇所	74	19	54	1	17	12	4	1	57	7	50	

土石流危険溪流

I：被害想定区域内に人家が5戸以上等（5戸未満であっても官公署、学校、病院、社会福祉施設等の災害弱者関連施設等のある場合を含む）ある場合の当該区域に流入する溪流

II：被害想定区域内に人家が1～4戸ある場合の当該区域に流入する溪流

土石流危険溪流に準ずる溪流

III：被害想定区域内に人家がない場合でも、都市計画区域内であること等一定の要件を満たし、住宅等が新規に立地する可能性があると考えられる場合の当該区域に流入する溪流

急傾斜地崩壊危険箇所

I：被害想定区域内に人家が5戸以上等（5戸未満であっても官公署、学校、病院、社会福祉施設等の災害弱者関連施設等のある場合を含む）ある箇所

II：被害想定区域内に人家が1～4戸ある箇所

急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる溪流

III：被害想定区域内に人家がない場合でも、都市計画区域内であること等一定の要件を満たし、住宅等が新規に立地する可能性があると考えられる箇所

	計		土石流		急傾斜	
	警戒区域	特別警戒区域	警戒区域	特別警戒区域	警戒区域	特別警戒区域
土砂災害警戒区域等の指定状況	93	83	19	18	74	65

第 10 章 水 防 資 材

第 1 節 水防倉庫備蓄現況

品目 名称	備蓄資材				備蓄器材					その他
	杭木	土のう	シート類	縄	掛矢	スコップ	鎌	ナタ	ペンチ類	照明器具
中原 水防倉庫		1,650 枚	50 枚	2 巻	1 本	13 本	3 丁	1 本	ペンチ 2 本	ハロゲンライト 4 個 懐中電灯 8 個 発電機 1 個
北茂安 水防倉庫	2m 200 本	2,800 枚			2 本	4 本				ハロゲンライト 4 個 懐中電灯 2 個 発電機 4 個
三根 水防倉庫		600 枚	4 枚	1 巻	8 本	9 本	2 丁			ハロゲンライト 2 個 懐中電灯 2 個 発電機 2 個

第 2 節 水防用土置場

番号	地区名	河川名	場所	左右岸別
1	西 尾	山ノ内川	江越農機資材置場前	—
2	〃	寒水川	西尾橋北記念碑	左岸
3	〃	〃	川端屋食料品店西	左岸
4	板 部	〃	お宮前	—
5	江 口	〃	田島橋北三叉路	左岸
6	東 分	〃	東分農村公園北の倉庫西	—
7	田 島	〃	東西橋北400m	左岸
8	中津隈西	切通川	石橋北	左岸
9	〃	〃	石橋南	左岸
10	〃	〃	原善明宅東	右岸
11	田 中	〃	上田橋東250m	左岸
12	東 尾	通瀬川	通瀬川 2 号橋	右岸
13	〃	〃	通瀬橋北	左岸
14	西 大 島	〃	南通瀬橋	左岸
15	石 貝	〃	県道幹線水路三叉路	—
16	白 壁	〃	納骨堂	—
17	座 主 野	〃	座主野橋北側	右岸

第 1 1 章 河川工作物

第 1 節 排水ポンプの現況

河川名	名 称	位 置	ポンプ 台数	総排水 能 力	管 理 者 受 託 者	操 当 作者 担 当 者
切 通 川	江見上流 排水ポンプ	久 留 米 市 下 田	3台 176kw	43,200m ³ /h	神 埼 市	神 埼 市 課 建 設
切 通 川	江見下流 排水ポンプ	神 埼 市 千 代 田 町	3台 176kw	43,200m ³ /h	〃	神 埼 市 課 建 設
切 通 川 放 水 路	江 見 排水ポンプ	み や き 町 東 津	2台 235kw	25,200m ³ /h	み や き 町	建設課管理担当
開 平 江	寒水川 排水ポンプ	み や き 町 坂 口	4台 270ps	61,920m ³ /h	〃	建設課管理担当
沼 川	古 川 排水ポンプ	み や き 町 豆 津	3台 240kw	36,720m ³ /h	久留米市	久 留 米 市 課 河 川
通 瀬 川	通瀬川機場	み や き 町 東 尾	2台 490kw	18,000m ³ /h	—	国 土 交 通 省 佐賀河川事務所
切 通 川	切通川機場	み や き 町 中 津 隈	2台 1,379kw	36,000m ³ /h	—	国 土 交 通 省 佐賀河川事務所
通 瀬 川	通瀬川 排水ポンプ	み や き 町 江 口	3台 500ps	64,800m ³ /h	み や き 町	建設課管理担当

第 2 節 水こう門可動せきの現況

河川名	名 称	位 置	形 状 寸 法	管 理 者 受 託 者	操 当 作者 担 当 者	連絡 先	操作 方法	全扉に 要する 時 間	管理 状況
古 川	古 水 川 門	み や き 町 江 口	巾4.00m 高3.60m 2門	久留米市	久 留 米 市 課 河 川	(30) 9075	電 動	10分	良
江 口 川	江 樋 口 管	み や き 町 江 口	巾3.25m 高3.25m 1門	み や き 町	建設課管理担当	(96) 5531	手 動	20分	良
寒 水 川	寒水川 水 門	み や き 町 江 口	巾15.70m 高10.94m 2門	み や き 町	建設課管理担当	(96) 5531	電 動	33分	良
寒 水 川	寒水川 放水路 分 岐 水 門	み や き 町 江 口	巾2.00m 高2.00m 1門	佐賀県	東部土木事務所 管 理 課	(83) 4176	電 動	7分	良

通瀬川	通瀬川 水 門	みやき町 江 口	巾12.50m 高4.47m 2連 鋼製ローラーゲート	みやき町	建設課管理担当	(96) 5531	電動	15分	良
安武川	天建寺 樋 管	みやき町 土井外	巾2.50m 高2.50m 2連	みやき町	建設課管理担当	(96) 5531	電動	8分	良
開平江	下 田 水 門	みやき町 坂 口	巾4.30m 高4.00m 4門	みやき町	建設課管理担当	(96) 5531	電動	10分	良
放水路 切通川	江 見 水 門	みやき町 東 津	中央1連 巾8.00m 高9.50m 両側2連 巾8.00m 高7.50	みやき町	建設課管理担当	(96) 5531	電動	20分	良
切通川	江見手 水 門	神 埼 市 千代田町	巾15.00m 高9.83m 2門	神 埼 市	神 埼 市 建 設 課	0952 (37) 0103	電動	5分	良

第 1 2 章 そ の 他

第 1 節 公用負担

1 公用負担

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長（消防団長）は水防の現場において次の権限を行使することができる。

- （１）必要な土地の一時使用
- （２）土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用
- （３）車両その他の運搬用機器の使用
- （４）排水用機器の使用
- （５）工作物その他の障害物の処分

また、水防管理者から委任を受けた者は上記（１）から（４）（（２）における収用を除く。）の権限を行使することができる。

2 公用負担権限証明書

水防法第28条の規定により公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者にあっては、その身分を示す証明書を、水防管理者から委任を受けた者は、水防管理者より交付される次に示す証明書を携行し、必要がある場合はこれを提示しなければならない。

公用負担命令権限書	
氏名 _____	
上記の者に 区域における水防法第28条	
第1項の権限行使を委任したことを証明する。	
令和 年 月 日	
みやき町水防管理者	
氏名	㊟

3 公用負担命令書

法第28条の規定により公用負担の権限を行使する者は、原則として次に示す証票2通を作成して、その1通を目的物所有者、管理者又はこれに準ずる者に手渡さなければならない。

第	号	
公用負担命令書		
目的物	種類	員数
水防法第28条第1項により使用（収用処分）する。		
令和	年	月 日
みやき町水防管理者		
氏名		㊟
様		

4 損失補償

水防管理団体は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

第2節 水防活動実施報告

水防管理者は、水防活動が終結したときは、その状況を報告様式1及び2により、すみやかに水防支部（東部土木事務所）に報告するものとする。

みやき町水防管理団体（ 月分）

出 水 の 概 況	川		警戒水位 雨 量		m mm				
水 防 実施箇所	左 川 岸 右		地先		m				
日 時	自 月 日		時 至 月 日		時				
出 動 人 員	水防団員		消防団員		そ の 他		合 計		
水防作業 の概況及 び工 法	箇 所 工 法								
水 防 の 結 果		堤 防	田	畑	家	鉄 道	道 路	人 口	その他
効 果	m	m ²	m ²	戸	m	m	人		
被 害	m	m ²	m ²	戸	m	m	人		
使 用 資 器 材	かます、俵				居住者の 出動状況				
	万年、土俵								
	なわ								
	丸太				水 防 関係者の 死 傷				
	その他								
					雨 量 水位の 状 況				
水防活動に関する 自 己 批 判									
備 考									

（注） 水防を行った箇所ごとに作成すること。

報告様式 2

令和〇年大雨・台風〇号における水防活動
(佐賀県みやき町消防団〇〇分団・令和〇年〇月〇日～〇日)

〇概要

みやき町消防団〇〇分団、令和〇年〇月〇日、（台風〇号の影響に伴う）集中豪雨に際し、述べ〇部隊〇名が出動。町内では1時間雨量100mmを超える豪雨により河川が増水。各地で越水により床上浸水等の被害を受ける危険な状況の中、堤防への土のう積みや住民の避難誘導、人命救助を行い人的被害の軽減のため活動した。

活動時間	出動延人数	主な活動内容	水防活動実施箇所 地図
〇/〇～〇/〇 約〇時間	〇名	・土のう積み（〇袋） ・避難誘導（〇世帯） ・排水事業（〇件）	
水防活動または 被害状況写真	水防活動または 被害状況写真		
〇〇川左岸（〇〇地先） 堤防巡視	左岸（〇〇地先） 堤防巡視		
水防活動または 被害状況写真	水防活動または 被害状況写真		
左岸（〇〇地先） 堤防巡視	左岸（〇〇地先） 堤防巡視		

